



独信基 801 平成 26 年度第 4 号  
平成 26 年 6 月 25 日

財務大臣 麻生 太郎 殿  
農林水産大臣 林 芳正 殿

平成 25 事業年度 財務諸表及び決算報告書に関する意見書

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号、以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「基金」という。）の平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの平成 25 事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類及び附属明細書）及び決算報告書について監査を行いました。

監査の結果、通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり意見を表明します。

- 1 通則法第 39 条に規定する会計監査人有限責任あずさ監査法人の財務諸表及び決算報告書の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- 2 財務諸表は、法令及び独立行政法人会計基準に準拠し、基金の財政状態、運営状況、キャッシュ・フロー及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- 3 決算報告書は、予算区分に従って、決算の状況を正しく示しているものと認めます。

平成 26 年 6 月 25 日

独立行政法人農林漁業信用基金

監事 泉澤 和行



監事 米村 公雄





独信基 801 平成 26 年度第 4 号  
平成 26 年 6 月 25 日

農林水産大臣 林 芳正 殿

平成 25 事業年度 財務諸表及び決算報告書に関する意見書

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号、以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「基金」という。）の平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの平成 25 事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類及び附属明細書）及び決算報告書について監査を行いました。

監査の結果、通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり意見を表明します。

- 1 通則法第 39 条に規定する会計監査人有限責任あずさ監査法人の財務諸表及び決算報告書の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- 2 財務諸表は、法令及び独立行政法人会計基準に準拠し、基金の財政状態、運営状況、キャッシュ・フロー及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- 3 決算報告書は、予算区分に従って、決算の状況を正しく示しているものと認めます。

平成 26 年 6 月 25 日

独立行政法人農林漁業信用基金

監事 泉澤 和行



監事 米村 公雄

